

コープぐんま奨学金給付事業規則

(総則)

第1条 この規則は、コープぐんまが、奨学金給付事業に関する事項を定めたものです。

(名称)

第2条 この奨学金はコープぐんま奨学金給付事業とします。

(目的)

第3条 この奨学金給付事業はコープぐんまの組合員家庭の子弟で、経済的事由をもって後期中等教育（高校・高専および各種学校）の修業が困難なものに対し、奨学援助をするものです。

(定義)

第4条 コープぐんまから支給を受ける資金を奨学金とします。

(資格)

第5条 奨学生は以下の各号に該当するものとします。

- (1) コープぐんまの組合員の子弟であること
- (2) 高校・高専および各種学校に就学するもの

(募集と応募)

第6条 コープぐんまから奨学金の支給を受けようとする者は、奨学生の応募にあたり親又は、それに代わるものを通じて、以下の各号の書類を提出します。

- (1) 奨学金申請書及び必要添付書類
- (2) 個人調査書

(決定と通知)

第7条 コープぐんま理事長は、提出された書類に基づき、奨学生選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定し、本人に通知します。

(支給額及び期間)

第8条 奨学金の支給額は、月額1万円とします。奨学金を支給する期間は、在籍する学校への入学から3年間とします。

(支給及び領収証の提出)

第9条 奨学金は、原則として年3回分けて本人に支給し、返還を求めません。支給を受けた奨学生は、その都度奨学金領収証を提出しなければなりません。

(異動届)

第10条 奨学生は、以下の各号にかかげることが生じた場合、すみやかにコープぐんま理事長に届出をすることとします。

- (1) 原級留置(留年)となったとき
- (2) 傷病等のため4週間以上学校を欠席したとき(診断書添付)
- (3) 休学・復学・転校・退学したとき
- (4) 学校その他から賞罰を受けたとき
- (5) 本人及び親又は、これに代わる者の身分・住所その他重要事項の異動のとき

(停廃止)

第11条 奨学生が以下の各号に該当する場合には、奨学金の支給を停止及び打ち切る場合があります。

- (1) 傷病による長期休学、又は復学の見込みがないとき
- (2) 停学、又は退学を命ぜられたとき
- (3) 学業成績又は出席状況が著しく不良となったとき
- (4) その他奨学生として適当ではない行為があったとき
- (5) 前各号のほか、奨学金を必要としなくなったとき

(再開)

第12条 前11条に定める奨学金停止の事由が消滅した場合には、奨学金の再開を申請できることとします。

(辞退)

第13条 奨学生は、いつでもコープぐんま理事長に奨学金の辞退を申し出ることができます。

(選考委員会の構成)

第14条 奨学生選考委員会は、社会貢献委員会委員で構成します。

(実施細則)

第15条 この規則の実施についての必要な事項は、別に定めます。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行います。

附則 この規則は 2023年2月10日制定、同日施行します。